

島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱

(通 則)

第1条 県の交付する訪問看護師確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）については、医療介護総合確保促進基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第6条に規定する看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保を図るとともに、安定的な事業運営を確保し、もって老人福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金は、第4条に規定する事業を実施する指定訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「対象事業者」という。）を交付の対象とする。

(補助金の対象事業)

第4条 第3条に規定する対象事業者が、看護師又は准看護師の資格を持つ者を雇用し、訪問看護業務に従事させる事業とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金の対象は、第4条に規定する事業に要する経費のうち、新たに雇用された失業中の看護職員に係る人件費とする。

2 補助金の対象とする期間は、採用から3ヶ月又は6ヶ月とする。

(補助金の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 第3条に規定する対象事業者に交付する補助金の額は、別表1第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、第2欄に定める基準額と比較して少ない額を交付額とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付申請は、別紙様式第1による交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項の期間が2か年度にわたる場合は、年度別に経費を分け、それぞれの年度に交付申請を行うものとする。

(変更等の申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2による変更交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除き、事業を中止し、又は廃止した場合には、交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。
- (4) 事業に係る収入及び支出が判る証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、別紙様式第4（変更交付決定の場合にあっては、別紙様式第5）により交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は必要と認めるときは、補助金の概算払いを行うことができる。

2 補助金の概算払いは、四半期毎に行うことができる。

3 補助金の概算払の請求をしようとするときは、別紙様式第6による請求書に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第12条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第7による報告書に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助金の額の確定をしたときは、申請者に対して別紙様式第8により

確定の通知を行うものとする。この場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、別途指定する日までに県に返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
2. 平成29年度に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
2. 令和2年度に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

(別表1)第6条第1項関係

| 1 区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助率 |
|-------------|---|--------|-------|
| 訪問看護師確保対策事業 | 1人当たり(6ヶ月間の額)1,800千円 1人当たり(3ヶ月間の額) 900千円 ※月額300千円で計算した額を上限とする | 人件費 | 3/4 |